

## 移動手段の確保対策の取り組みについて

### 1. これまでの取り組み

☆通院や買い物等、日常生活に必要な移動手段を確保するための、調査や車両購入、新たな取り組みの実証運行等に係る市町村の取り組みを支援。

(H20～H27 年度補助実績 30 市町村 118 件)

☆市町村担当職員研修会・現地視察会の開催

☆「中山間地域における移動手段確保対策の手引き」の作成・配布

### 2. 課題

★地域公共交通に関する専門知識を有する人材が不足

(県内 34 市町村中、交通政策を所管する専門部署を設置しているのは高知市のみ)

★市町村による取り組みの濃淡

(県内 34 市町村中、地域公共交通会議等を設置しているのは、25 市町村)

★生活用品確保と合わせた効率的な仕組みの構築（貨客混載など）

### 3. 平成 28 年度の取り組みの方向性

☆市町村の取り組みに対する支援の継続

☆取り組み箇所の拡大に向けた市町村人材育成の強化

### 4. 平成 28 年度の取り組み

☆市町村の実情に応じた移動手段の確保・維持に向けた取り組みへの支援

(H28 年度実施予定 19 市町村 20 件)

☆地域公共交通が設置されていない市町村や移動手段確保対策研修会への参加率が低い市町村を対象とした、エリア別研修会を開催。(H26 市町村交通担当者向けアンケートでは、管内に交通不便地域が存在していると答えた市町村が 29 市町村あり、うち 8 市町村では地域公共交通会議が未設置。)

☆市町村実態調査の実施

- ・生活用品確保に関する実態と、移動手段確保対策との関連を合わせて把握し、取り組みを促すとともに、より効率的な仕組み（貨客混載など）の導入を検討。

県総合戦略における K P I : 地域公共交通会議が設置されている市町村数  
(H26) 25 市町村 → (H31) 34 市町村

## 5. その他

☆国の規制緩和等の活用を検討。

◇自家用有償旅客運送における旅客の範囲の拡大（H27.4.1 省令改正）

### 従来の旅客の範囲

地域住民や当該市町村に日常の用務を有する人に限定

地域の住民、学生、勤務者 等



### 新たに対象となる旅客

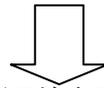
旅行者等、地域外からの来訪者

※地域の交通が著しく不便であること、その他交通手段を確保することが必要な事情があることを市町村長が認めた場合に限る。



プラス

市町村長



国（運輸支局）届出

平成 27 年 11 月～ 宿毛市沖の島循環バス（市町村運営有償運送）が運用を開始

※他の市町村にも研修等を通して先進的取り組みの周知を行い、地域の特性を活かした新たなサービスの検討を促す。

